

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	48	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める産業高度化・事業革新促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の拡充が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充を講じる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>①産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>②産業高度化・事業革新促進地域で、対象資産に「研究開発用の器具・備品」の追加が認められた場合、事業所税を軽減。</p>		
関係条文	<p>方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項、地方税法附則第33条第3項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲23（ ▲151 ） [平年度] ▲23（ ▲151 ） [改正増減収額] ▲352 （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄は、上述のような優位性・潜在性を有する一方で、本土から遠隔にあること、長期間我が国の施政権外に置かれた歴史的事情を有することなどから、産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性も有している。 このため、政府としても、産業高度化・事業革新促進地域における税制措置等により、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資・研究開発等を促すことで、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るなど、沖縄における産業振興を側面支援してきたところ。 これらの取組もあり、近年では、バイオベンチャー企業の増加や沖縄科学技術大学院大学（OIST）等の先端的な研究機関と企業との共同研究の動きがみられるなど、イノベーション創出に向けた環境整備が進んでいる一方、県内総生産に占める製造業の割合は未だ4.8%（全国平均は16.5%）と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況と考えられる。 そのため、今般、産業高度化・事業革新促進地域について所要の拡充措置を講じることにより、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号）に基づく措置 1. 経済成長
	政策の達成目標	産業高度化・事業革新促進地域における製造業等の産業高度化又は事業革新
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	平成 33 年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成 24 年比で 1.4 倍へ増加させる。 ※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。 （データ（工業統計調査）の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした） ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン）の目標値を用いることとする。
政策目標の達成状況	工業統計調査によれば、沖縄における製造品出荷額等は、平成 20 年に、平成 14 年比で 1.06 倍となったものの、平成 22 年（最新データ）においては、世界的な不況の影響もあり、同年比 0.99 倍に落ち込んでいる状況。	
有効性	要望の措置の適用見込み	・平年度、投資税額控除 275 百万円、特別償却 21 百万円程度の適用を見込む。 ・事業所税の適用見込みなし。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置においては、設備投資の対象資産として機械や装置、建物等の幅広い資産を認める一方、その適用事業等については、沖縄における産業高度化・事業革新等に資するものに限定している。これにより、事業者の自主性・経営判断を尊重しつつ、一定の地域・投資へのインセンティブを与えることが出来るため、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積・発展等の目標を達成する手段として有効と考えられる。 なお、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答している。従って、今後、税制措置等をより効果的なものとする事で、こうした企業の立地も促進できると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ・事業所税の軽減
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	産業高度化・事業革新促進地域においては、機械修理業、デザイン業、商品検査業等、多様な業種を産業高度化・事業革新促進事業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資等を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。 また、本地域制度においては、事業認定等のスキームを通じて、沖縄における産業高度化・事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
ページ	—	

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)				
			H22年度	H23年度	H24年度
	投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件
		控除額	223,258千円	328,961千円	227,817千円
	特別償却	適用件数	1件	0件	1件
		償却額	19,270千円	0千円	17,170千円
事業所税	適用件数	0件	0件	0件	
	免除額	0千円	0千円	0千円	
(沖縄県による企業アンケート調査より)					
※平成23年度までは本制度の前身である「産業高度化地域」の実績値。					
※「適用件数」については、法人単位ではなく、事業所単位で計算。					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税 59,003千円、事業税 — 				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置の適用実績は、平成22年度から平成24年度までの3年間で投資税額控除780,036千円、特別償却36,440千円となっており、また、上述の通り、企業誘致セミナーでのアンケートでも66%の企業が税の優遇制度に魅力を感じていることから、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積、設備投資や研究開発等の促進等において、租税特別措置が一定のインセンティブ効果を有していると考えられる。</p>				
前回要望時の達成目標	<p>沖縄の製造品出荷額について、平成33年度までに平成24年度比で1.5倍へ増加させる。</p>				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>沖縄における製造品出荷額等は、平成20年に、平成14年比で1.06倍となったものの、平成22年(最新データ)においては、世界的な不況の影響もあり、同年比0.99倍に落ち込んでいる状況。</p>				
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止 				
ページ	—				